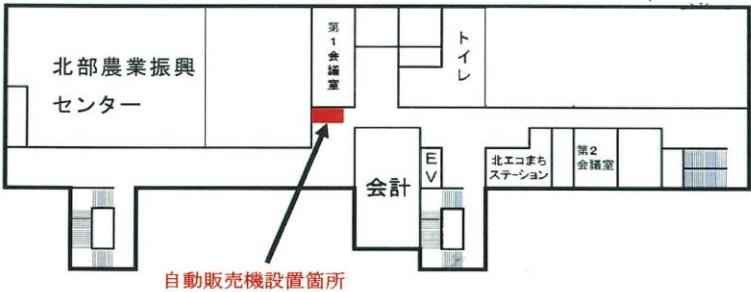


京都市北区総合庁舎飲料用自動販売機設置業者募集要項

京都市北区総合庁舎に飲料用自動販売機を設置していただく、自動販売機を設置する事業者等（以下「設置事業者」という。）を募集します。

なお、この募集要項には概要のみを記載していますので、必ず詳細を仕様書で確認し、各事項を御承知のうえ、御応募ください。

1 設置場所	<p>京都市北区役所本庁舎 2 階 京都市北区紫野東御所田町3 3 番地の1 設置台数 1 台 ※ 具体的な設置場所は以下のとおり。</p> <p>自動販売機設置箇所位置図</p> <p>本庁舎2階(区民交流スペース)</p>  <p>自動販売機設置箇所</p>
2 取扱商品及び販売価格	<p>(1) 取扱商品 缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入った飲料（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）とします。ただし、アルコール分を含むもの及びアルコール分を含まなくとも酒類に類似した製品（ビールテイスト飲料等）は不可とします。</p> <p>(2) 販売価格 標準販売価格（メーカー希望小売価格）としてください。</p>
3 設置機種等	<p>(1) 京都府共同募金会が実施している「赤い羽根自販機」であることが分かるよう、少なくとも1ヶ所以上の「赤い羽根自販機」または「赤い羽根共同募金」等の表示をしてください。</p> <p>(2) ユニバーサルデザインのものとしてください</p> <p>(3) 災害救助ベンダーとしてください。</p> <p>(4) 環境に配慮したものとしてください。</p> <p>(5) マルチマネー対応自動販売機としてください。</p>

4 維持管理等	<p>設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニュー チェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行っていただきます。</p>
5 応募資格要件	<p>(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる資格を有している方</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 清涼飲料水自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること イ 京都府共同募金会が行っている「赤い羽根自販機」事業に協力していること ウ 国税、京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと エ 京都市競争入札取扱要綱第29条第1項に規定する入札参加停止の措置を受けていないこと
6 使用許可の期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
7 使用許可の更新	令和9年4月1日以降は、地域力推進室と協議のうえ、当初の使用条件を変更しないことを前提とし、最長2年（令和11年3月31日）を限度に使用許可を更新します。
8 使用料等	<p>設置事業者は、赤い羽根募金額と使用料を負担するものとします。赤い羽根募金額は申出価額によるが、年間売上見込額の3%以上とします。使用料は、行政財産の目的外使用料以上であることとし、行政財産の目的外使用料（年間）は「最低使用料4,536円」です。赤い羽根募金については京都府共同募金会に直接納付してください。使用料については、契約時に送付する納付書で本市に一括納付するものとします。</p>
9 必要経費	自動販売機の設置、撤去及び現状回復については、設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

<p>10 申込手続及び 申込受付期間</p>	<p>(1) 申込手続</p> <p>ア 申込方法 持参又は郵送（郵送の場合は受付期間内必着）</p> <p>イ 受付期間 令和8年1月23日（金）～令和8年1月30日（金） 持参の場合は、平日午前9時～正午・午後1時～5時</p> <p>ウ 提出先 〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33-1 北区役所3階地域力推進室総務・防災担当 吉井・岡本宛</p> <p>(2) 必要書類（各1部）</p> <p>ア 応募申込書</p> <p>イ 誓約書 ※ 誓約書については京都市競争入札参加有資格者名簿に登録 されている場合は不要。</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 上記以外による受付（電話、電子メール、ファックス等）は 行いません。</p> <p>イ 提出された書類の返却は行いません。</p>
<p>11 決定方法等</p>	<p>(1) 決定方法</p> <p>申込業者の中から赤い羽根募金額と販売手数料を合わせた金額 が最高価額になる応募者を決定します。</p> <p>上記について最高金額である応募者が2者以上あった場合は、そ の他の条件をヒアリングのうえ総合的に判断します。</p> <p>(2) 決定後の通知</p> <p>上記のとおり決定された後、契約を行う設置事業者へのみ、電話 連絡します。（受付期間終了後1週間以内）</p> <p>(3) 応募の無効</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。</p> <p>ア 指定日時までに応募書類等を提出しなかったもの</p> <p>イ 応募書類等に不備又は判別不能な箇所があるもの</p> <p>ウ 応募書類等に加除訂正の痕跡があるもの</p> <p>エ 同一の応募者が複数応募したときは、その全部のもの</p> <p>オ 他の応募者の応募を掛け持ちしたときは、その全部のもの</p> <p>カ 設置事業者の決定に関し不正な行為を行ったもの</p> <p>キ その他、当該要項の応募に関する条件に違反したもの</p> <p>京都市北区役所地域力推進室 総務・防災担当（吉井）</p>

11 問い合わせ先等

〒603-8511

京都市北区紫野東御所田町33-1

電話番号 075-432-1197

FAX番号 075-432-0388